

## 第2章 プランの基本的な考え方

## 1. プラン策定の目的

本市では平成 19 年（2007 年）9 月に丸亀市男女共同参画推進条例を制定し、本市における男女共同参画推進のための基本理念や、市、市民、事業者の役割を明らかにしました。また、平成 23 年（2011 年）3 月には「第 2 次男女共同参画プランまるがめ」を策定し、家庭、地域、職場などでその趣旨に沿って様々な施策を展開してきたところです。

この間、本市の審議会等における女性委員の登用率が 35%を超えるなど、改善できた点もありました。

しかし、市民アンケートの結果によると、男女の地位について、社会全体では男性が優遇されているという意識が依然として強く、多くの市民の方が、暮らしの様々な場面で男女の不平等感を感じている状況が見られます。

また、人口減少、少子高齢化の進行、家族形態の多様化、非正規雇用問題に代表される雇用形態の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。これらの変化に対応するためにも、男女共同参画の推進が急がれます。

そこで、本市において、あらゆる分野や場面で男女共同参画が同時並行的に進むよう、総合的な施策の推進が求められていることから、「第 3 次男女共同参画プランまるがめ」を策定するものです。

## 2. プランの基本理念

丸亀市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会を形成するための基本となる考え方を基本理念として定めています。その基本理念を、本プランにおける基本理念とし、市民や事業者のみなさんと協働しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 【基本理念】（丸亀市男女共同参画推進条例第3条）

#### ○男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

#### ○社会における制度、慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

#### ○政策や方針の立案、決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者その他市民活動団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

#### ○家庭生活における活動とその他の諸活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における家庭生活以外でのあらゆる活動とを両立できるようにすること。

#### ○生涯にわたる健康と権利

男女が、それぞれ互いの性に関する理解を深めることにより、生涯にわたる性と生殖に関する事項について自らが決定する権利が尊重され、共に健康な生活が営まれること。

### 3. プランの重点目標

社会経済情勢の変化、市民の意識や日常生活の状況、「第2次男女共同参画プランまるがめ」での課題を踏まえ、本プランでは、「男女のワーク・ライフ・バランスの推進」と「配偶者などからの暴力の根絶」を重点目標として施策に取り組みます。

#### 重点目標 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

急速な人口減少、少子高齢化は、社会経済などに大きな影響を及ぼす深刻な問題です。長時間労働を前提とした従来の働き方では、個人、組織、企業、社会全体が将来にわたって発展していくことができなくなる恐れがあります。多様な考え方や生き方を尊重し、仕事と生活が好循環を生む社会をつくるためには、今後、男女のワーク・ライフ・バランスの推進がより一層重要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進は、男女があらゆる場面で活躍でき、男女がともに暮らしやすい社会の実現のためにも重要です。

#### 重点目標 配偶者などからの暴力の根絶

DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題です。いかなる暴力も許さないという意識を社会全体の共通認識として持てるようにすると同時に、DV被害者の安全確保と自立支援のために、関係機関と十分に連携を取りながら対策を推進します。

#### 4. プランの位置づけ

- (1) 本プランは男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画です。
- (2) 本プランは丸亀市男女共同参画推進条例第9条第1項に基づく計画です。
- (3) 本プランの目標3～5を、女性活躍推進法第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「丸亀市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (4) 本プランの目標6を、DV防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけます。

#### 5. プランの期間

本プランの期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を行うため、必要に応じて見直しを行います。

